

令和7年 第1回
幕別町選挙管理委員会議案

令和7年3月3日 10:00

幕別町役場 2階2D会議室

幕別町選挙管理委員会

[審議議案一覧]

- 議案第1号 選挙人名簿の定時登録等について
議案第2号 投票区の再編について
議案第3号 投票区の設置について
議案第4号 幕別町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

その他

議案第1号 選挙人名簿の定時登録等について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録される資格を有する者及び同法第28条の規定により登録を抹消する者を、次のとおり決定する。

別 添

【参考】公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（登録）

第22条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

2～4 略

（登録の抹消）

第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた
日後4箇月を経過するに至つたとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとする
とき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

【参考】今回定時登録における登録等の要件について

- 1 基準日 令和7年3月1日
- 2 登録日 令和7年3月3日
- 3 登録等の要件
 - (1) 今回登録者
 - ア 転入 令和6年9月2日から令和6年12月1日までの転入
 - イ 出生 平成18年12月3日から平成19年3月2日までの出生
 - ウ 表示登録 令和6年11月1日以降の転出
 - (2) 今回抹消者
 - ア 転出 令和6年8月1日から令和6年10月31日までの転出
 - イ 死亡 令和6年12月2日から令和7年3月1日までの死亡
 - (3) 今回表示者
 - ア 転出 令和7年3月1日までの転出

※令和6年12月1日定時登録（前回）

- | | |
|-----|-----------|
| 基準日 | 令和6年12月1日 |
| 登録日 | 令和6年12月2日 |

(参考) 選挙人名簿登録者数

投票区	投票所	06・12・02(定時)			転入			出生			表示登録			転出(△)			死亡(△)			その他			転居			07・03・03(定時)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	幕別町役場	368	449	817	5	3	8	1	1	2			1	4	5	5	4	9				3	△ 2	1	371	443	814	
2	緑町近隣センター	713	788	1,501	2	5	7	1	2	3			2	5	7	4	4	8					1	1	710	787	1,497	
3	鉄南ふれあい交流館	314	350	664	2	2	4	1	1	2			2	2	4	1	3	4				△ 2	△ 1	△ 3	312	347	659	
4	幕別北ふれあい交流館	322	358	680	1	3	4	1		1			3	3	3	3	3	6				△ 1		△ 1	320	355	675	
5	猿別近隣センター	65	47	112																					65	47	112	
6	相川西近隣センター	65	76	141																					65	76	141	
7	千住西ふれあい交流館	44	52	96					1	1							2	2							44	51	95	
8	稲志別近隣センター	73	65	138									1	1											73	64	137	
9	札内コミュニティプラザ	1,246	1,449	2,695	5	9	14	2	2	4	1	1	7	13	20	12	3	15				2	△ 3	△ 1	1,236	1,442	2,678	
10	暁町近隣センター	796	881	1,677	5	3	8	1	1	2			6	8	14	3	2	5				△ 2	△ 1	△ 3	791	874	1,665	
11	あかしや近隣センター	404	476	880	1	4	5	1		1			1	2	3	1		1				2	△ 1	1	406	477	883	
12	若草町近隣センター	977	1,232	2,209	9	4	13	3	4	7	1	1	5	6	11	6	4	10					1	1	979	1,231	2,210	
13	あかしや南近隣センター	830	1,046	1,876	7	4	11	2	3	5			10	7	17	6	5	11				1	11	12	824	1,052	1,876	
14	札内北コミュニティセンター	1,871	2,085	3,956	17	20	37	3	5	8			18	21	39	8	6	14				△ 2	△ 3	△ 5	1,863	2,080	3,943	
15	北栄町近隣センター	892	999	1,891	6	8	14	7	4	11			7	3	10	4	2	6				△ 1	△ 1		894	1,005	1,899	
16	途別ふれあい交流館	97	103	200		1	1		1	1			2		2	2	2	4					1	1	93	104	197	
17	日新近隣センター	58	45	103	3		3						1		1										60	45	105	
18	古舞近隣センター	85	96	181	1		1									1	1	2							85	95	180	
19	新和近隣センター	35	40	75	1		1																		36	40	76	
20	糠内コミュニティセンター	134	116	250												1	2	3				△ 1	△ 1	△ 2	132	113	245	
21	明倫近隣センター	48	50	98					2	2						1		1				△ 1	△ 1		47	51	98	
22	駒島公民館	79	75	154		1	1																		79	76	155	
23	忠類コミュニティセンター	571	585	1,156	4	2	6	5	1	6			8	7	15	2	2	4							570	579	1,149	
計		10,087	11,463	21,550	69	69	138	28	28	56	1	1	2	70	82	152	60	45	105						10,055	11,434	21,489	

登録者計 196 抹消者計 257

前回比	△ 32	△ 29	△ 61
-----	------	------	------

※幕別	9,485	10,855	20,340
※忠類	570	579	1,149

議案第2号 投票区の再編について

「投票区の再編について」を、別添のとおり決定する。

別 添

議案第3号 投票区の設置について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により、幕別町の区域を分けて、令和7年6月1日から次のとおり投票区を設ける。

投票区名	投票区の区域
第1投票区	本町1、本町2、本町3、幸町、錦町1、錦町2、寿町1、寿町2、寿町3、相川南、相川北、旭町1、旭町2、旭町4、明野北、豊岡2、猿別、西猿別、相川、相川西、新和
第2投票区	緑町1、緑町2、緑町3、緑町4、新町、大豊、明野南、新川、宝町、南町1、南町2、軍岡、南勢
第3投票区	糠内市街、五位、糠内第一、西糠内、中糠内、美川、中里、明倫
第4投票区	途別、上稲志別、日新1、日新2、古舞
第5投票区	千住東、千住1、千住2、稲志別、中稲志別、新生、豊岡1、中央町1、中央町2、中央町3、春日町、東春日町、青葉町1、青葉町2、泉町、泉東、
第6投票区	豊町、札内区、暁町東、暁町西、暁町北
第7投票区	あかしや、あかしや中央、あかしや南1、あかしや南2、文京町、みずほ町、依田、西和、昭和
第8投票区	若草町1、若草町2、若草町3、桂町1、桂町2、桂町3
第9投票区	共栄町1、共栄町3、西町1、北栄町1、北栄町2
第10投票区	共栄町2、新北町東、新北町西、北町1、北町2、北町3、桜町北、桜町中央、桜町南、西町2
第11投票区	駒島、忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類西当、忠類上忠類、忠類上当、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類新生、忠類豊成、忠類晩成

【参考】公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（投票区）

第17条 投票区は、市町村の区域による。

2 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。

3 前項の規定により、投票区を設けたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

（永久選挙人名簿）

第19条 選挙人名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、各選挙を通じて一の名簿とする。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年三月、六月、九月及び十二月（第二十二條及び第二十四條第一項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

3及び4 略

（選挙人名簿の記載事項等）

第20条 選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所（次条第二項に規定する者にあつては、その者が当該市町村の区域内から住所を移す直前に住民票に記載されていた住所）、性別及び生年月日等の記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録）をしなければならない。

2 選挙人名簿は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、その投票区ごとに編製しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、選挙人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。

議案第 4 号 幕別町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

幕別町選挙事務取扱規程（昭和63年選挙管理委員会規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第127号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

投票区の再編について

令和7年3月3日

幕別町選挙管理委員会

はじめに

幕別町選挙管理委員会では、平成18年2月の町村合併以来、旧幕別町で定めていた22か所に旧忠類村で定めていた1か所を加えた23か所の投票所を設置し、選挙事務の効率的な運営を行うために、開票事務の効率化や選挙ポスター掲示場の見直し等を行いながら、公正で円滑な選挙事務の執行に努めてきました。

最近の投票状況は、平成15年に創設された期日前投票制度の浸透により、投票総数における期日前投票の割合が回を重ねるごとに増加し、相対的に当日の投票者数が減少してきています。

一方、投票所運営にあたっては、投票立会人、投票管理者、事務従事者などの投票所における従事要員について、なり手の確保が困難な状況が続いていることや事務従事する職員の負担、加えて、投票所は幅広い年齢層の方が訪れる場所であることから、土足化やバリアフリーといった投票環境について改めて見直しをする必要があること等の課題があります。

これらの状況から、すべての有権者にとってより投票しやすい環境を整えるとともに、この先20年で約15%減という本町の人口推計を踏まえ、20年後を見据えた投票区及び投票所の再編を行い、公正で円滑な選挙事務の執行を目指すものであります。

投票区について

- 投票区は、公職選挙法第17条に基づき市町村単位で設けることが規定されています。
- 市町村の選挙管理委員会が必要と認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができますとしています。

【参考】公職選挙法（抜粋）

（投票区）

第17条 投票区は、市町村の区域による。

2 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。

3 前項の規定により、投票区を設けたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

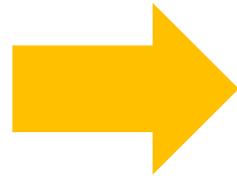
幕別町における過去の投票区の推移

【平成16年再編前】

30か所

	投票所名
1	幕別町役場
2	緑町近隣センター
3	鉄南近隣センター
4	旭町近隣センター
5	新川近隣センター
6	大豊近隣センター
7	軍岡近隣センター
8	猿別近隣センター
9	相川西近隣センター
10	千住西近隣センター
11	稲志別近隣センター
12	働く婦人の家
13	札内福祉センター
14	あかしや近隣センター
15	若草町近隣センター
16	あかしや南近隣センター
17	札内北コミュニティセンター
18	北栄町近隣センター
19	途別近隣センター
20	日新近隣センター
21	古舞近隣センター
22	豊岡近隣センター
23	西猿別近隣センター
24	新和近隣センター
25	南勢近隣センター
26	糠内コミュニティセンター
27	明倫近隣センター
28	美川農業担い手会館
29	中里近隣センター
30	駒島公民館

有権者100人以下の
投票所を中心に再編

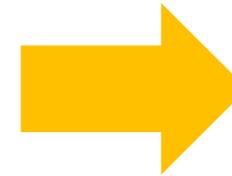


【平成16年再編後】

22か所

	投票所名
1	幕別町役場
2	緑町近隣センター
3	鉄南近隣センター
4	幕別北コミュニティセンター
5	猿別近隣センター
6	相川西近隣センター
7	千住西近隣センター
8	稲志別近隣センター
9	札内福祉センター
10	暁町近隣センター
11	あかしや近隣センター
12	若草町近隣センター
13	あかしや南近隣センター
14	札内北コミュニティセンター
15	北栄町近隣センター
16	途別近隣センター
17	日新近隣センター
18	古舞近隣センター
19	新和近隣センター
20	糠内コミュニティセンター
21	明倫近隣センター
22	駒島公民館

忠類村との合併



【平成18年～現在】

23か所

	投票所名
1	幕別町役場
2	緑町近隣センター
3	鉄南近隣センター
4	幕別北コミュニティセンター
5	猿別近隣センター
6	相川西近隣センター
7	千住西近隣センター
8	稲志別近隣センター
9	札内福祉センター
10	暁町近隣センター
11	あかしや近隣センター
12	若草町近隣センター
13	あかしや南近隣センター
14	札内北コミュニティセンター
15	北栄町近隣センター
16	途別近隣センター
17	日新近隣センター
18	古舞近隣センター
19	新和近隣センター
20	糠内コミュニティセンター
21	明倫近隣センター
22	駒島公民館
23	忠類コミュニティセンター

現状 ①

1 現在の投票区と投票所

現在の投票所の設置状況は、
次のとおりです。

- ・ 投票日当日の投票所 23か所
(右表のとおり)
- ・ 期日前投票所 3か所
幕別町役場
忠類コミュニティセンター
札内コミュニティプラザ

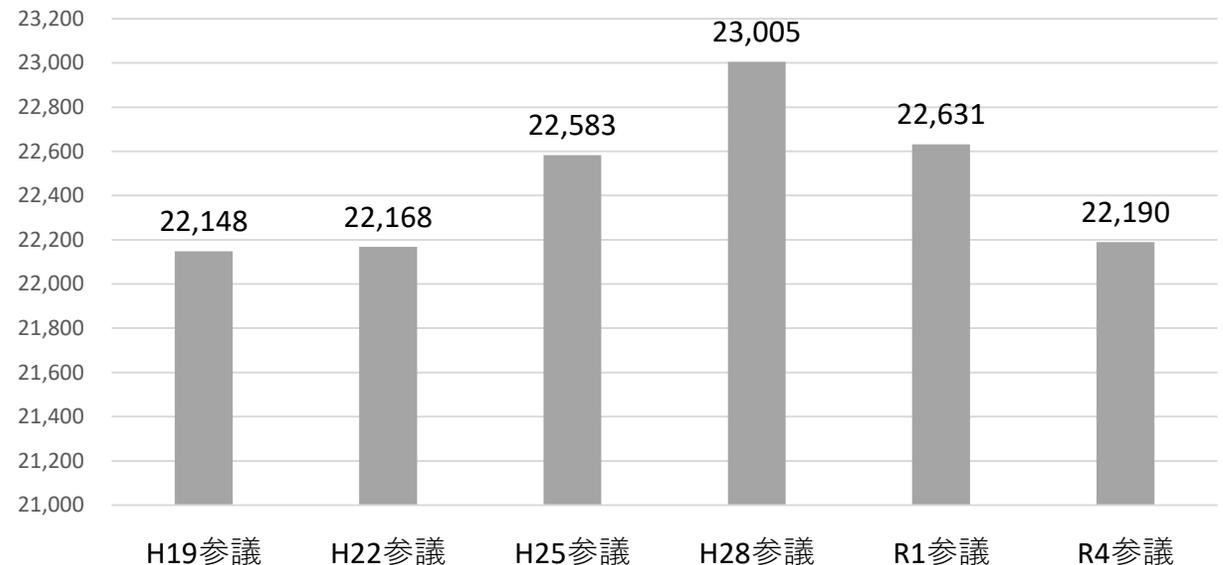
	投票所名	選挙人名簿登録者数
1	幕別町役場	880
2	緑町近隣センター	1,573
3	鉄南ふれあい交流館	711
4	幕別北ふれあい交流館	694
5	猿別近隣センター	124
6	相川西近隣センター	151
7	千住西ふれあい交流館	105
8	稲志別近隣センター	146
9	札内コミュニティプラザ	2,721
10	暁町近隣センター	1,710
11	あかしや近隣センター	879
12	若草町近隣センター	2,278
13	あかしや南近隣センター	1,945
14	札内北コミュニティセンター	4,018
15	北栄町近隣センター	1,882
16	途別ふれあい交流館	208
17	日新近隣センター	113
18	古舞近隣センター	191
19	新和近隣センター	81
20	糠内コミュニティセンター	273
21	明倫近隣センター	107
22	駒島公民館	163
23	忠類コミュニティセンター	1,242
計		22,195

現状 ②

2 有権者数の減少

選挙権が18歳以上に拡大した平成28年をピークに有権者数が減少し、さらに、今後人口推計と同様に減少していくことが見込まれます。

有権者数の推移

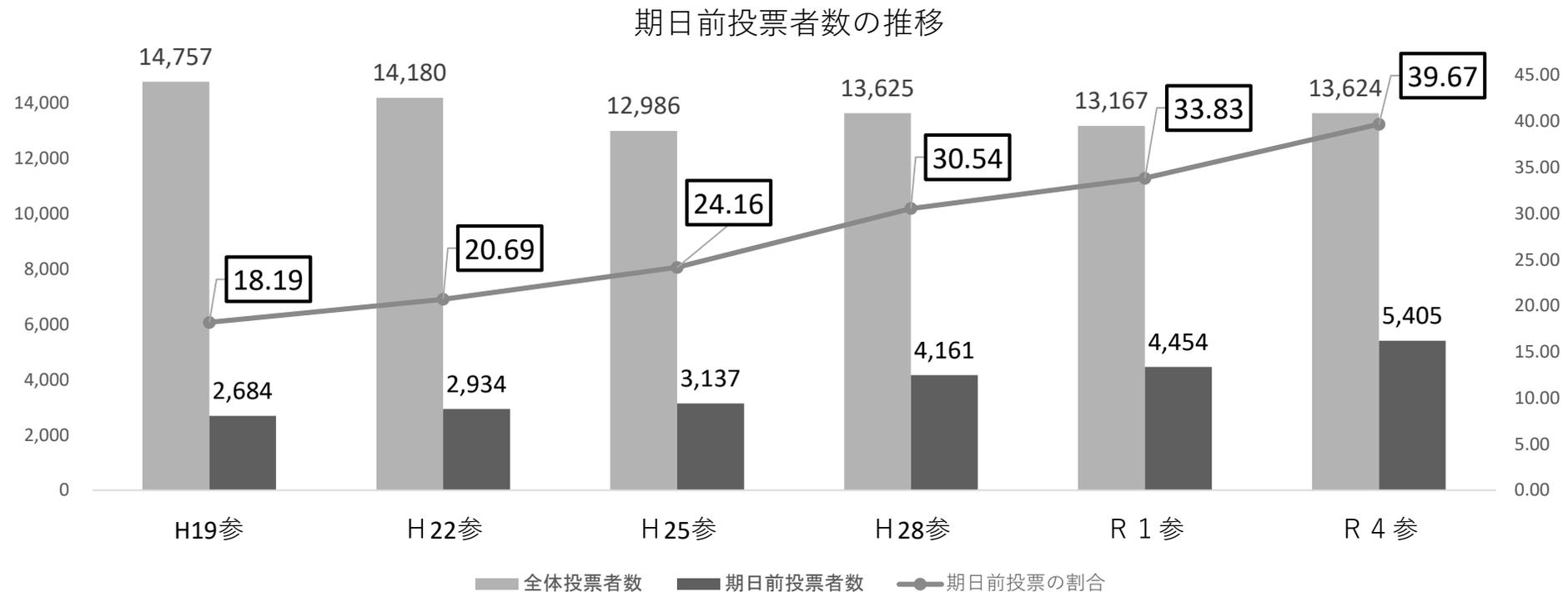


現状 ③

3 期日前投票制度の浸透

町内 3 か所で期日前投票所を開設しています。

投票者は増加傾向であり、当日投票所投票者数は減少しています。



課題 ①

1 選挙事務従事者等の課題

(1) 投票立会人のなり手不足

投票立会人は、公募による募集を行っています。

公職選挙法の改正により、投票区以外の方も投票立会人として選任できるようになりましたが、募集数に満たなく、投票立会人の選任事務の負担は依然として多い状況です。

【参考】

投票日当日の投票立会人 54人

R4参議の場合：募集数54人に対して申込数22人（申込率 40.74%）

(2) 投票事務、開票事務に当たる職員の負担

投票日当日は、早朝から深夜までの事務従事となるため、可能な限り投票事務従事者と開票事務従事者を分けて充てるよう努めていますが、職員の配置に当たっては、他の業務との調整や選挙事務の経験値等も勘案し行っているところであり、投票事務、開票事務を通して従事する職員が多数いるのが現状です。

【参考】R4参議の場合

投票管理者 23人

投票事務従事者 87人（12時間～13時間/人）

開票事務従事者 85人（うち58人投票事務と重複）（14時間～16時間/人）

2 投票環境の課題

現在の投票所において、次の課題があると捉えています。

- ・ 土足のまま入ることのできない投票所
幕別町役場、札内コミュニティプラザ、
忠類コミュニティセンター 以外
- ・ 段差のある投票所
屋外スロープ未整備 2か所（猿別、駒畠）
玄関段差未解消 7か所（緑町、猿別、相川西、
若草町、新和、明倫、駒畠）

再編の目的

1 現状を踏まえた効率的な選挙事務の執行

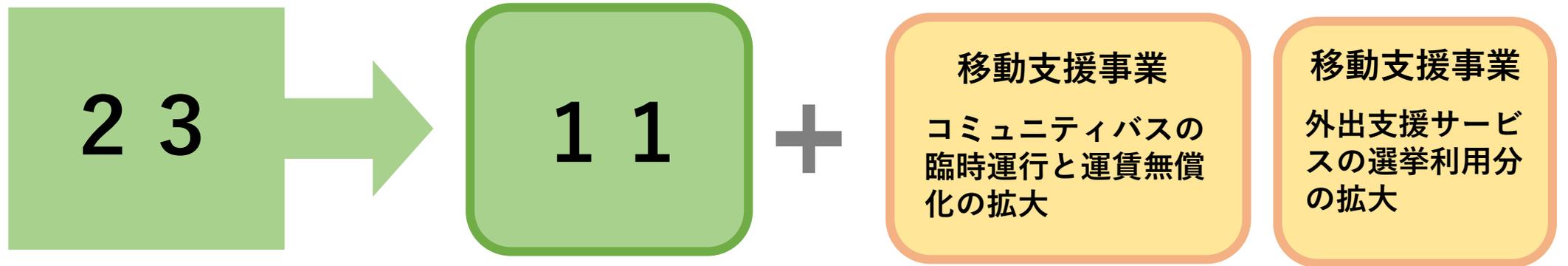
- (1) 投票立会人のなり手不足の解消
- (2) 投票事務・開票事務従事者の負担軽減

2 選挙人にとっての投票環境の向上

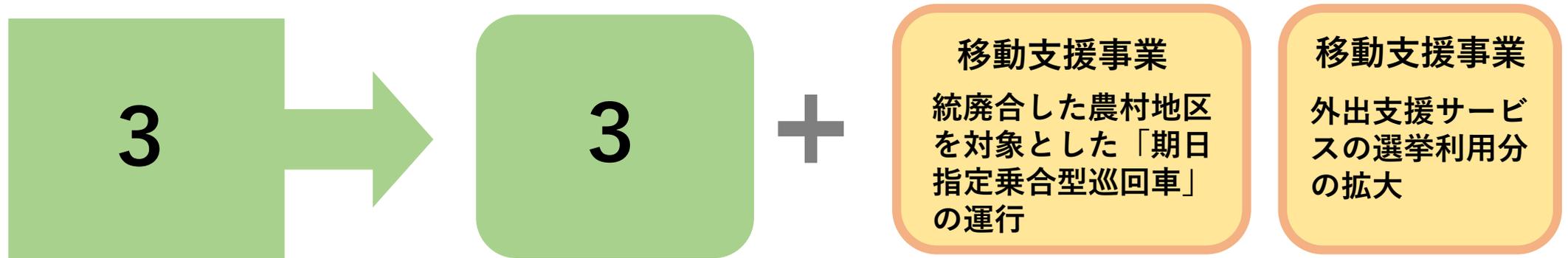
- (1) すべての投票所の土足化
- (2) バリアフリー化

投票区再編案

当日投票所 ※再編案別紙



期日前投票所（幕別・忠類・札内）



再編により期待される効果 ①

1 現状を踏まえた効率的な選挙事務の執行

(1) 投票立会人のなり手確保

- ・ 投票区統合により必要となる投票立会人の人員数が減ることによって、なり手不足の解消につながります。

(2) 投票事務・開票事務従事者の負担軽減

- ・ 職員の適正な配置が可能となり、負担軽減につながります。
- ・ 人件費、投票所経費等の経費削減が見込まれます。

再編により期待される効果 ②

【影響額】

主なもの	再編前（23投票区）		再編後（11投票区）	
投票立会人	54人	588,600円	33人	359,700円
投票管理者	23人	588,800円	11人	281,600円
事務従事者等	87人	3,609,453円	69人	2,778,679円
計		4,786,853円		3,419,979円
差額				△1,366,874円

2 選挙人にとっての投票環境の向上

すべての投票所を土足対応とし、バリアフリーとすることで、有権者にとって投票しやすい環境を整えます。

再編にあわせて実施する取組 ①

【移動支援事業の拡大】

区 分	移動手段	
	市街地区	農村地区
1 徒歩、自家用車等で移動が可能な方	徒歩、自家用車等	
2 自家用車での移動が困難な方	① コミュニティバス 拡大 臨時運行と運賃無償化 投票日当日に拡大	② 期日指定乗合型巡回車 《統廃合した9つの投票区 及び忠類地区》
3 公共交通機関の利用が困難で、他に移動手段のない方	③ 外出支援サービス 拡大 選挙利用分拡大	

新

再編にあわせて実施する取組 ②

① コミュニティバスの臨時運行と運賃無償化 投票日当日拡大

【市街地区】

- ・これまで期日前投票期間中のみ実施していたコミュニティバスの休日の臨時運行及び運賃の無償化を投票日当日にも行います。



再編にあわせて実施する取組 ③

② 期日指定乗合型巡回車の運行

【農村地区】

期日前投票期間中、統廃合した農村地区の旧投票区及び忠類地区を地域を対象に「期日指定乗合型巡回車」を運行します。

再編にあわせて実施する取組 ④

➤ 事業の内容

- ・ 事前予約による公用車での無料送迎
- ・ 自宅と期日前投票所間の送迎

➤ 対象者

対象地域の選挙人名簿の登録されている65歳以上の方で、自動車運転免許を持っていない方。

再編にあわせて実施する取組 ⑤

➤ **対象地域** 投票所が統廃合となる農村地区の9投票区+忠類投票区

旧投票区	旧投票所	行政区
5	猿別近隣センター	豊岡2、猿別、西猿別
6	相川西近隣センター	相川、相川西、千住東
7	千住西ふれあい交流館	千住1、千住2
8	稲志別近隣センター	豊岡1、稲志別、中稲志別、新生
17	日新近隣センター	上稲志別、日新1、日新2
18	古舞近隣センター	古舞
19	新和近隣センター	新和
21	明倫近隣センター	明倫
22	駒畠公民館	駒畠
23	忠類コミュニティセンター	忠類全行政区

再編にあわせて実施する取組 ⑥

➤ 運行路線

路線	対象行政区	運行スケジュール（案） （申込者の自宅まで送迎）
① 駒畠忠類線	駒畠、忠類全行政区	駒畠 = 忠類 = 10:30 忠類コミセン
② 明倫幕別線	明倫、新和、猿別、西猿別	明倫 = 新和 = 猿別 = 14:30 幕別町役場
③ 古舞札内線	古舞、上稲志別、日新1、 日新2	古舞 = 日新2 = 10:30 札内コミプラ
④ 豊岡相川幕別線	豊岡2、相川、相川西	豊岡2 = 相川西 = 14:30 幕別町役場
⑤ 稲志別札内線	豊岡1、稲志別、中稲志別、 新生、千住1、千住2、 千住東	稲志別 = 千住東 = 10:30 札内コミプラ

再編にあわせて実施する取組 ⑦

③ 「外出支援サービス」の選挙での利用拡大

期日前投票期間の平日と投票日当日に、公共交通機関の利用が困難で他に移動手段のない方に対して、これまでの「外出支援サービス」（利用回数の上限（1か月につき3回まで）を別枠で利用できることとします。《事前申請必要》

【外出支援サービスの利用対象者】

(1) 通常のワゴン車

- ・ 65歳以上のおひとり暮らしの方又は65歳以上のみの世帯の方で、身体が虚弱等の理由により公共の交通機関での移動が困難な方
- ・ 身体障害者手帳（1級か2級の下肢と体幹、1級の視覚障がい）をお持ちで、公共の交通機関での移動が困難な方

(2) リフト付きワゴン車

- ・ 65歳以上で、歩行困難で通常の車両による移動が不可能な方
- ・ 身体障害者手帳（1級か2級の下肢と体幹、1級の視覚障がい）をお持ちで、歩行困難で通常の車両による移動が不可能な方

実施時期

令和7年執行参議院議員通常選挙からの適用を目指します。

【スケジュール】

令和6年8月	対象地域の町内会長との意見交換会 (8月7日、8日、19日、20日)
11月	町内会連絡会議 (11月11日、12日)
令和7年1月	パブリックコメントの実施
3月	選挙管理委員会（新投票区の決定）
4月～	周知期間
5月	町内会連絡会議
7月	参議院議員通常選挙

投票区及び投票所の再編案

【再編の考え方】

小学校区を基本とする。ただし、有権者数（概ね4,000人）、当日の投票者数（概ね1,500人）、投票所の施設の規模等を勘案して総合的に判断する。

《現在の投票区・投票所・行政区》

- 1 幕別町役場（有：880 当日：312）
本町1、本町2、本町3、幸町、錦町1、
錦町2、寿町1、寿町2、寿町3、相川南、
相川北
- 4 幕別北ふれあい交流館（有：693 当日：269）
旭町1、旭町2、旭町4、明野北
- 5 猿別近隣センター（有：124 当日：55）
豊岡2、猿別、西猿別
- 6 相川西近隣センター（有：151 当日：53）（一部）
相川、相川西
- 19 新和近隣センター（有：81 当日：29）
新和

《再編案》

有：有権者数 当日：当日投票者数
(令和4年参院選時のもの)



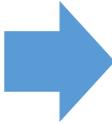
- 1 幕別町役場
(有：1,895 当日：712)
【統合】

- 2 緑町近隣センター（有：1,573 当日：513）
緑町1、緑町2、緑町3、緑町4、新町、大豊、
明野南、新川
- 3 鉄南ふれあい交流館（有：711 当日：265）
宝町、南町1、南町2、軍岡、南勢



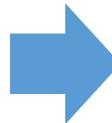
- 2 幕別町保健福祉センター
(有：2,284 当日：778)
【統合・新設】

- 20 糠内コミュニティセンター（有：273 当日：143）
糠内市街、五位、糠内第一、西糠内、中糠内、美川、
中里
- 21 明倫近隣センター（有：107 当日：71）
明倫



- 3 糠内
コミュニティセンター
(有：380 当日：214)
【統合】

- 16 途別ふれあい交流館（有：208 当日：115）
途別
- 17 日新近隣センター（有：113 当日：65）
上稲志別、日新1、日新2
- 18 古舞近隣センター（有：191 当日：76）
古舞



- 4 途別ふれあい交流館
(有：512 当日：256)
【統合】

6 相川西近隣センター（有：151 当日：53）（一部）
千住東

7 千住西ふれあい交流館（有：105 当日：33）
千住1、千住2

8 稲志別近隣センター（有：146 当日：49）
豊岡1、稲志別、中稲志別、新生

9 札内コミュニティプラザ（有：2,721 当日：969）
中央町1、中央町2、中央町3、春日町、東春日町、
青葉町1、青葉町2

11 あかしや近隣センター（有：879 当日：321）（一部）
泉町、泉東

10 暁町近隣センター（有：1,709 当日：681）
豊町、札内区、暁町東、暁町西、暁町北

11 あかしや近隣センター（有：879 当日：321）（一部）
あかしや、あかしや中央

13 あかしや南近隣センター（有：1,944 当日：603）
あかしや南1、あかしや南2、文京町、みずほ町、
依田、西和、昭和

12 若草町近隣センター（有：2,276 当日：784）
若草町1、若草町2、若草町3、桂町1、桂町2、
桂町3

15 北栄町近隣センター（有：1,882 当日：737）
共栄町1、共栄町3、西町1、北栄町1、北栄町2

14 札内北コミュニティセンター（有：4,018 当日：1,467）
共栄町2、新北町東、新北町西、北町1、北町2、
北町3、桜町北、桜町中央、桜町南、西町2

22 駒島公民館（有：163 当日：95）
駒島

23 忠類コミュニティセンター（有：1,242 当日：339）
忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀
町、忠類西当、忠類上忠類、忠類上当、忠類東宝、忠類
元忠類、忠類幌内、忠類新生、忠類豊成、忠類晩成

5 札内
コミュニティプラザ
（有：3,564 当日：1,213）

【統合】

6 暁町近隣センター
（有：1,709 当日：681）

7 札内南
コミュニティセンター
（有：2,265 当日：768）

【統合・新設】

8 若草町近隣センター
（有：2,276 当日：784）

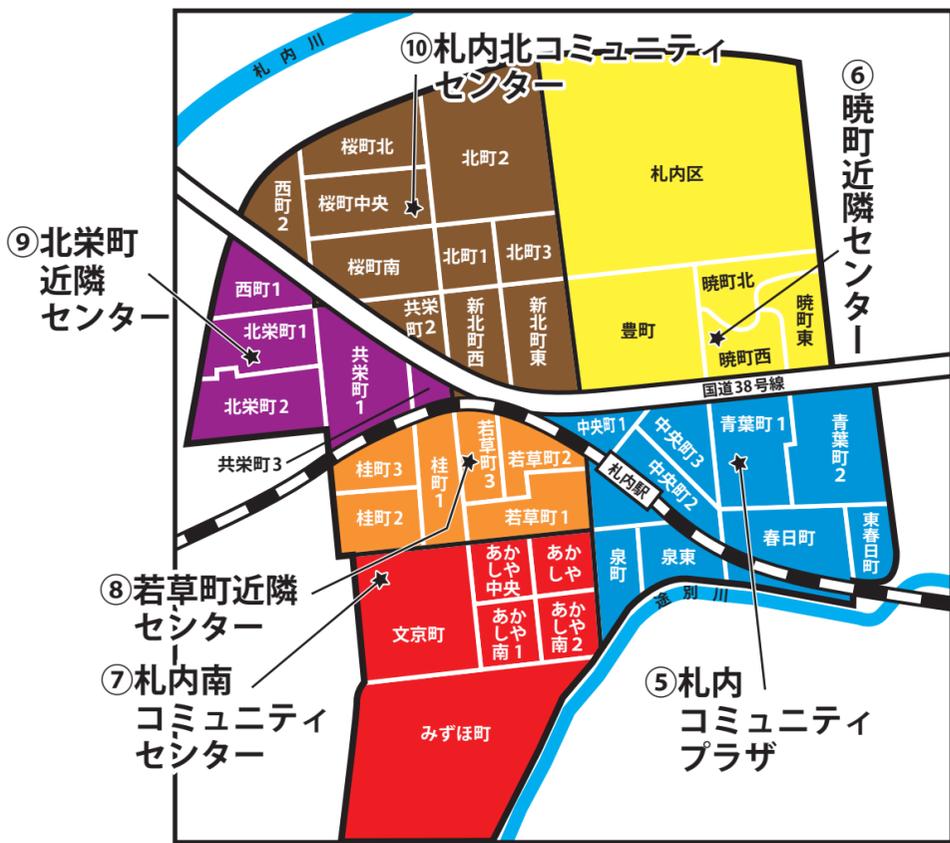
9 北栄町近隣センター
（有：1,882 当日：737）

10 札内北
コミュニティセンター
（有：4,018 当日：1,467）

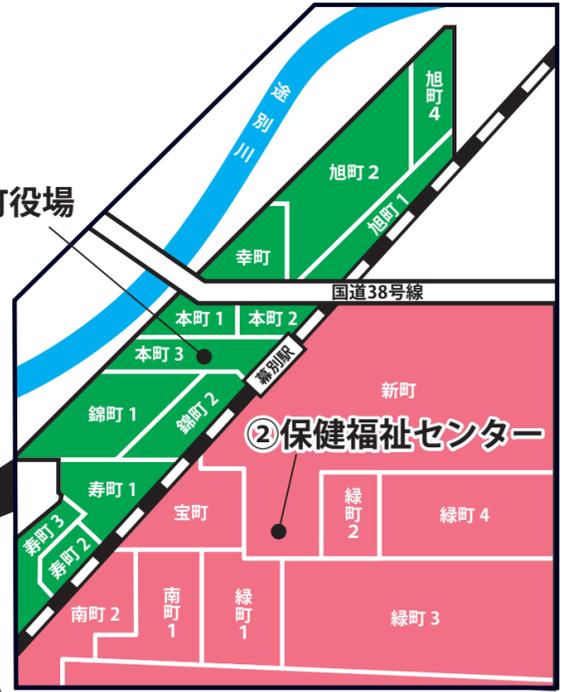
11 忠類
コミュニティセンター
（有：1,405 当日：434）

【統合】

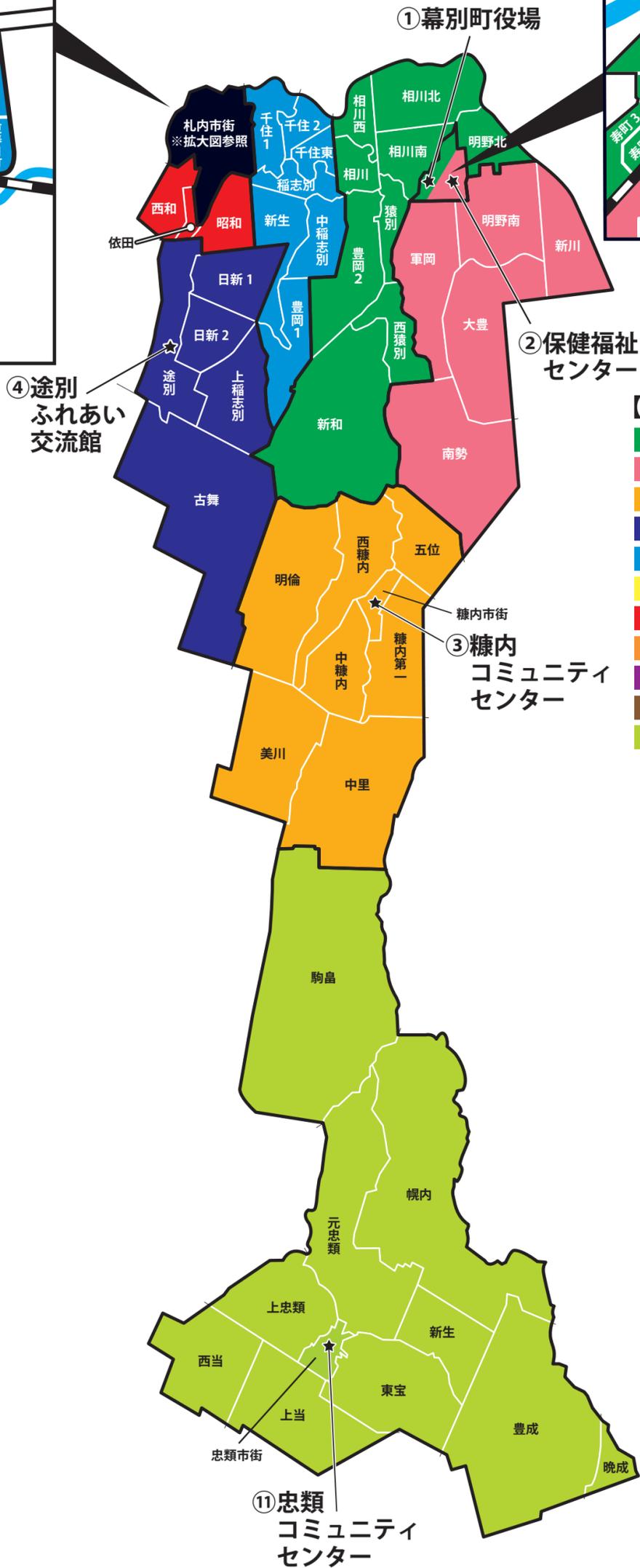
再編後の投票区



札内市街拡大図



幕別市街拡大図



【投票所一覧】

- ① 幕別町役場
- ② 保健福祉センター
- ③ 糠内コミュニティセンター
- ④ 途別ふれあい交流館
- ⑤ 札内コミュニティプラザ
- ⑥ 暁町近隣センター
- ⑦ 札内南コミュニティセンター
- ⑧ 若草町近隣センター
- ⑨ 北栄町近隣センター
- ⑩ 札内北コミュニティセンター
- ⑪ 忠類コミュニティセンター



幕別町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程 新旧対照表

現 行 規 程	改 正 規 程
<p>○幕別町選挙事務取扱規程 (昭和63年4月1日 選挙管理委員会規程第5号)</p> <p>第1条～第135条 略</p> <p>第1号様式～第126号様式 略</p>	<p>○幕別町選挙事務取扱規程 (昭和63年4月1日 選挙管理委員会規程第5号)</p> <p>第1条～第135条 略</p> <p>第1号様式～第126号様式 略</p>

現 行 規 程	改 正 規 程
<p>第127号様式（第112条関係）</p> <p style="text-align: right;">幕選管第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">撤 去 命 令 書</p> <p>1 掲示物の名称 2 掲示場所 3 違反事項</p> <p> 上記掲示物は、公職選挙法第143条（第144条、第145条、第164条の2）の規定に違反して掲示したもの（公職選挙法第146条の規定に該当するもの、公職選挙法第143条の2の規定に違反して撤去しないもの）でありますから、同法第147条の規定により撤去を命じます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>住 所 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">幕別町選挙管理委員会委員長 氏 名 印</p> <p>注意 この命令に従わないときは、2年以下の<u>禁固</u>又は50万円（30万円）以下の罰金に処せられます。</p> <p>第128号様式～第146号様式 略</p>	<p>第127号様式（第112条関係）</p> <p style="text-align: right;">幕選管第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">撤 去 命 令 書</p> <p>1 掲示物の名称 2 掲示場所 3 違反事項</p> <p> 上記掲示物は、公職選挙法第143条（第144条、第145条、第164条の2）の規定に違反して掲示したもの（公職選挙法第146条の規定に該当するもの、公職選挙法第143条の2の規定に違反して撤去しないもの）でありますから、同法第147条の規定により撤去を命じます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>住 所 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">幕別町選挙管理委員会委員長 氏 名 印</p> <p>注意 この命令に従わないときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円（30万円）以下の罰金に処せられます。</p> <p>第128号様式～第146号様式 略</p>